



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

572	介護保険法による指定通所介護事業所の指定の取消し	(長寿社会課)..... 1
573	公共測量の実施	(技術調査課)..... 1
574	〃	(〃)..... 1
575	〃	(〃)..... 1
576	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 2

告 示

和歌山県告示第572号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定に基づき、指定通所介護事業所の指定を次のとおり取り消したので、同法第78条第3号の規定に基づき公示する。

令和元年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3072201225	一般社団法人療創会	通所介護なかざりハビリテーションセンター	和歌山県田辺市下万呂47番地の4	通所介護	令和元.10.15

和歌山県告示第573号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 公共測量(航空レーザー測量)
- 作業期間 令和元年10月1日から令和2年3月19日まで
- 作業地域 和歌山県和歌山市外地内

和歌山県告示第574号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 公共測量(航空レーザー測量)
- 作業期間 令和元年10月1日から令和2年3月19日まで
- 作業地域 和歌山県橋本市外地内

和歌山県告示第575号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和元年10月1日から令和2年3月19日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市外地内

和歌山県告示第576号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年10月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3493	西牟婁郡上富田町朝来字上内代629番1の一部、629番3の一部、630番1の一部、630番11、630番12の一部、里道	大阪府八尾市竹濑東二丁目40番地 株式会社マツヒラ工務店 代表取締役 松平卓也	令和 元. 10. 3	4. 00) 4. 03	51. 36